

甲 府 市 公 報

第 1347 号

発行所 甲 府 市 役 所
 発行人 甲 府 市
 (毎月 5 日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日)
 印刷所 サンニチ印刷
 甲府市北口二丁目 6 番 10 号

目 次

[条 例]

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例…………… 572
 甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例…………… 581

[規 則]

平成23年12月に支給する期末手当の特例に関する規則… 588
 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規
 則…………… 589
 甲府市景観条例施行規則の一部を改正する規則…………… 592

[告 示]

指名競争入札参加資格等の公示…………… 595
 開発行為に関する工事の完了公告…………… 596
 住民票を職権削除した者の公示…………… 596
 介護保険被保険者証無効告示…………… 596
 開発行為に関する工事の完了公告（2件）…………… 596
 国民健康保険料納入通知書公示送達…………… 597
 市道路線の認定告示…………… 597
 市道路線の変更告示…………… 598

道路区域の決定告示…………… 598
 道路区域の変更告示…………… 599
 道路の供用開始告示…………… 600
 開発行為に関する工事の完了公告…………… 601
 軽自動車税納税通知書兼領収書公示送達…………… 601
 農用地利用集積計画を定めた旨の公告…………… 601
 入札告示（6件）…………… 601
 開発行為に関する工事の完了公告…………… 610
 平成23年12月甲府市議会定例会の繰上げ招集告示…………… 610
 開発行為に関する工事の完了公告…………… 611
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告…………… 611
 市県民税督促状公示送達…………… 611
 開発行為に関する工事の完了公告…………… 612
 国民健康保険被保険者証無効告示…………… 612
 市民税・県民税納税通知書公示送達…………… 612
 固定資産税（土地家屋）督促状公示送達…………… 612
 開発行為に関する工事の完了公告…………… 613
 平成23年12月甲府市議会定例会招集告示…………… 613
 入札告示（4件）…………… 613
 介護保険被保険者証無効告示…………… 619

介護保険料督促状公示送達…………… 619
 自転車駐車場内の自転車を撤去し保管した旨の告示…………… 619
 開発行為に関する工事の完了公告…………… 619
 地縁による団体の認可に伴う告示…………… 620
 国民健康保険料督促状公示送達…………… 620
 予防接種実施公告…………… 620

[選挙管理委員会]

選挙人名簿に登録した者の縦覧告示…………… 622
 在外選挙人名簿に登録した者の縦覧告示…………… 622

[農 業 委 員 会]

甲府市農業委員会11月定例総会招集公告…………… 622

[上 下 水 道 局]

甲府市上下水道企業職員給与規程等の一部を改正する
 規程…………… 623
 入札告示（6件）…………… 626

条例

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年11月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第23号

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第9条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,100
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,500
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,700
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,800
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	438,000
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,900
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,800
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,800
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,800
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	447,700
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,400	449,500
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,300	451,300
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,200	453,100
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,100	454,900
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,900	456,400
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,800	457,900
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,800	459,400
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,700	460,900
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	423,200	462,300
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,800	463,700
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,400	465,000
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,400	428,000	466,000
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,200	429,300	466,800
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,000	430,600	467,600
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,700	431,900	468,400

33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,500	433,100	469,100
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,900	434,400	469,900
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,500	435,700	470,700
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	391,100	436,900	471,500
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,100	392,700	438,200	472,300
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,400	393,900	439,100	473,100
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,800	395,100	440,000	473,900
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,200	396,300	440,900	474,700
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,700	397,400	441,500	475,500
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,600	398,600	442,300	476,200
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,700	399,800	443,000	477,000
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,800	401,100	443,800	477,800
45	202,000	259,700	304,200	351,900	373,700	401,800	444,600	478,600
46	203,300	261,100	305,900	353,400	374,600	402,500	445,400	
47	204,600	262,500	307,600	354,900	375,500	403,200	446,200	
48	205,900	263,900	309,300	356,400	376,400	403,900	447,000	
49	207,100	265,200	310,600	358,100	377,400	404,600	447,600	
50	208,200	266,400	312,200	359,000	378,200	405,300	448,400	
51	209,300	267,700	313,800	360,200	379,000	406,000	449,200	
52	210,400	269,000	315,400	361,200	379,800	406,700	450,000	
53	211,600	270,100	317,100	362,100	380,500	407,500	450,600	
54	212,600	271,400	318,700	363,200	381,200	408,200	451,400	
55	213,600	272,700	320,300	364,200	381,900	408,900	452,200	
56	214,600	274,000	321,900	365,300	382,600	409,600	453,000	
57	215,400	275,200	323,400	366,200	383,200	410,200	453,600	
58	216,400	276,300	324,600	366,900	383,800	410,900	454,400	
59	217,300	277,400	325,800	367,600	384,500	411,600	455,200	
60	218,300	278,500	327,000	368,300	385,200	412,300	456,000	
61	219,200	279,700	328,100	368,800	385,700	412,900	456,600	
62	220,200	280,700	329,000	369,400	386,400	413,600		
63	221,200	281,700	329,800	370,100	387,100	414,300		
64	222,200	282,700	330,600	370,800	387,800	415,000		
65	223,000	283,500	331,500	371,200	388,300	415,300		
66	224,000	284,400	332,000	371,900	389,000	415,900		
67	225,000	285,300	332,800	372,600	389,700	416,600		
68	226,100	286,200	333,600	373,300	390,400	417,300		

69	226,900	287,200	334,400	373,800	390,800	417,800		
70	227,700	288,000	335,100	374,500	391,500	418,500		
71	228,500	288,800	335,800	375,200	392,200	419,200		
72	229,300	289,600	336,500	375,900	392,900	419,900		
73	230,100	290,400	337,000	376,400	393,200	420,400		
74	230,800	290,900	337,600	377,100	393,900	421,100		
75	231,500	291,400	338,200	377,800	394,600	421,800		
76	232,200	291,900	338,800	378,500	395,300	422,500		
77	233,000	292,200	339,100	378,900	395,700	423,000		
78	233,800	292,600	339,600	379,500	396,400			
79	234,600	292,800	340,100	380,100	397,100			
80	235,400	293,200	340,600	380,700	397,800			
81	236,100	293,400	341,000	381,200	398,300			
82	236,800	293,700	341,500	381,800	399,000			
83	237,500	294,100	342,000	382,400	399,700			
84	238,200	294,400	342,500	383,000	400,500			
85	239,000	294,700	343,000	383,600	401,000			
86	239,700	295,000	343,500	384,200				
87	240,400	295,300	344,000	384,800				
88	241,100	295,700	344,500	385,400				
89	241,900	296,000	344,900	386,100				
90	242,400	296,400	345,400	386,700				
91	242,900	296,800	345,900	387,300				
92	243,400	297,200	346,400	387,900				
93	243,700	297,300	346,600	388,600				
94		297,700	347,100					
95		298,100	347,600					
96		298,500	348,100					
97		298,700	348,200					
98		299,100	348,700					
99		299,500	349,200					
100		299,900	349,700					
101		300,100	350,000					
102		300,600	350,400					
103		301,000	350,800					
104		301,400	351,200					

105	301,600	351,700						
106	301,900	352,100						
107	302,300	352,500						
108	302,700	352,900						
109	302,900	353,400						
110	303,300	353,800						
111	303,700	354,200						
112	304,000	354,500						
113	304,100	355,000						
114	304,500							
115	304,900							
116	305,300							
117	305,500							
118	305,800							
119	306,100							
120	306,400							
121	306,800							
122	307,100							
123	307,400							
124	307,700							
125	308,100							
再任用職員	185,900	213,600	257,800	278,000	293,400	319,400	361,900	395,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第4イの表及びウの表を次のように改める。

イ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,600
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,400
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,200
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,000
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,800
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,300
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,000
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,700	

33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	392,200
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,500
35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,800
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	396,100
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	397,200
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,400
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,500
40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,800
41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,200	401,600
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,400	402,400
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,600	403,200
44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,800	404,000
45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,000	404,500
46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,900	405,200
47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,100	405,900
48	210,800	253,400	291,900	323,100	368,200	406,600
49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,300	407,400
50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,300	408,100
51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,300	408,800
52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,300	409,500
53	215,700	260,500	299,600	329,600	373,100	410,100
54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,000	410,800
55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,900	411,500
56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,800	412,200
57	219,500	265,800	305,500	333,600	376,400	412,800
58	220,400	267,100	306,800	334,500	377,200	413,500
59	221,300	268,400	308,100	335,300	378,000	414,200
60	222,200	269,700	309,500	336,200	378,800	414,900
61	223,200	270,800	310,800	337,000	379,300	415,200
62	224,200	272,100	312,100	337,400	380,000	415,800
63	225,200	273,400	313,400	338,100	380,700	416,500
64	226,300	274,700	314,700	338,800	381,400	417,200
65	227,000	275,900	316,100	339,400	382,000	417,700
66	227,900	277,000	316,900	340,100	382,700	
67	228,800	278,100	317,700	340,800	383,400	
68	229,700	279,200	318,500	341,500	384,100	

69	230,400	280,300	319,400	342,200	384,600	
70	231,100	281,400	320,100	342,800	385,200	
71	231,800	282,500	320,800	343,400	385,800	
72	232,500	283,600	321,400	344,000	386,400	
73	233,300	284,500	322,200	344,300	387,000	
74	234,100	285,200	322,500	344,900	387,600	
75	234,900	285,900	323,100	345,500	388,200	
76	235,700	286,700	323,700	346,100	388,800	
77	236,300	287,500	324,300	346,600	389,300	
78	236,900	288,100	324,800	347,100	389,900	
79	237,500	288,700	325,300	347,600	390,500	
80	238,100	289,300	325,800	348,100	391,100	
81	238,600	290,000	326,400	348,500	391,800	
82	239,000	290,500	326,900	348,900	392,400	
83	239,400	291,000	327,400	349,300	393,000	
84	239,800	291,500	327,900	349,700	393,600	
85	240,300	291,900	328,400	350,200	394,300	
86		292,100	328,800	350,600		
87		292,300	329,100	351,000		
88		292,500	329,500	351,400		
89		292,900	329,900	351,800		
90		293,100	330,300	352,200		
91		293,300	330,700	352,600		
92		293,500	331,100	352,900		
93		293,900	331,600	353,300		
94		294,100	331,900	353,700		
95		294,300	332,300	354,100		
96		294,600	332,700	354,400		
97		295,000	332,900	354,900		
98		295,300	333,300	355,300		
99		295,600	333,700	355,700		
100		295,900	334,100	356,100		
101		296,200	334,300	356,600		
102		296,500	334,700	357,000		
103		296,800	335,100	357,400		
104		297,100	335,300	357,800		

	105		297,400	335,400	358,300		
	106			335,800			
	107			336,200			
	108			336,600			
	109			336,800			
	110			337,200			
	111			337,600			
	112			338,000			
	113			338,200			
再任用職員		186,900	213,700	245,900	259,500	285,700	327,300

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則に定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,000
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,400
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,800
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	396,100
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	398,200
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,400
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,600
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	405,000
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	407,100
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	409,200
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,400
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,600
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,700
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,900
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	420,100
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	422,300
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,300	424,200
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,400	426,100
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,500	428,000
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,600	429,900
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,600	431,700
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,300	433,400
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	386,200	435,100
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	388,100	436,700
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	390,000	438,000
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,900	439,600
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,800	441,200
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,700	442,800	

33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,400	444,500
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	399,100	446,100
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,000	447,700
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,800	449,300
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,400	450,700
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	406,200	452,200
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	408,000	453,700
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,800	455,200
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,400	411,400	456,500
42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,900	413,100	457,400
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,400	414,800	458,300
44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,900	416,400	459,200
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,500	417,900	460,200
46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,700	419,500	461,100
47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,200	421,000	462,000
48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,500	422,600	462,900
49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,900	424,200	463,900
50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,300	425,800	464,600
51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,700	427,400	465,400
52	233,100	260,500	304,700	331,800	370,100	429,000	466,200
53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,600	430,500	467,100
54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,800	432,000	467,900
55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,000	433,500	468,700
56	238,300	266,700	310,400	337,400	375,200	435,000	469,500
57	239,500	268,300	311,600	338,600	376,300	436,100	470,400
58	240,800	269,900	312,900	339,900	377,300	437,000	
59	242,000	271,500	314,200	341,100	378,300	437,900	
60	243,300	273,100	315,600	342,400	379,300	438,800	
61	244,500	274,700	316,800	343,600	380,000	439,700	
62	245,800	276,200	318,100	344,600	380,800	440,600	
63	247,100	277,700	319,400	345,900	381,600	441,500	
64	248,400	279,200	320,700	347,200	382,400	442,400	
65	249,600	280,800	322,000	348,300	383,300	443,300	
66	250,900	282,300	323,300	349,500	384,100	444,100	
67	252,300	283,800	324,600	350,700	384,900	444,900	
68	253,700	285,300	325,900	351,800	385,700	445,700	

69	254,800	286,600	327,000	352,800	386,500	446,500
70	256,100	288,100	328,100	353,900	387,200	
71	257,400	289,600	329,200	355,000	387,900	
72	258,700	291,100	330,100	356,100	388,600	
73	260,100	292,400	331,400	357,000	389,300	
74	261,400	293,800	332,200	358,100	389,900	
75	262,700	295,200	333,400	359,200	390,500	
76	264,000	296,600	334,600	360,300	391,100	
77	265,100	298,100	335,700	361,100	391,500	
78	266,300	299,400	336,900	361,900	392,100	
79	267,600	300,700	338,100	362,700	392,700	
80	268,900	302,000	339,300	363,500	393,300	
81	270,000	302,900	340,400	364,200	393,800	
82	271,100	304,100	341,500	364,800	394,400	
83	272,200	305,300	342,600	365,400	395,000	
84	273,300	306,600	343,700	366,000	395,600	
85	274,200	307,700	344,600	366,700	396,100	
86	275,300	308,900	345,600	367,300	396,700	
87	276,400	310,100	346,600	367,900	397,300	
88	277,500	311,300	347,600	368,500	397,900	
89	278,600	312,600	348,700	368,900	398,300	
90	279,600	313,800	349,500	369,500	398,800	
91	280,600	315,000	350,300	370,100	399,400	
92	281,600	316,200	351,100	370,700	400,000	
93	282,600	317,400	351,900	371,000	400,600	
94	283,600	318,100	352,600	371,500		
95	284,600	318,800	353,300	372,000		
96	285,600	319,400	354,000	372,500		
97	286,500	320,100	354,500	373,100		
98	287,300	320,500	355,000	373,600		
99	288,100	321,200	355,500	374,100		
100	289,000	321,900	356,000	374,600		
101	289,800	322,300	356,500	375,200		
102	290,600	322,900	357,000	375,700		
103	291,400	323,500	357,500	376,200		
104	292,200	324,100	358,000	376,600		

105	292,900	324,500	358,300	377,200
106	293,400	325,000	358,800	377,700
107	293,900	325,500	359,300	378,200
108	294,400	326,000	359,800	378,700
109	294,800	326,400	360,300	379,300
110	295,200	326,800	360,800	379,800
111	295,400	327,200	361,300	380,300
112	295,800	327,600	361,800	380,800
113	296,100	328,000	362,300	381,400
114	296,400	328,400	362,800	
115	296,800	328,800	363,300	
116	297,100	329,100	363,700	
117	297,400	329,400	364,100	
118	297,700	329,800	364,600	
119	298,000	330,200	365,100	
120	298,400	330,600	365,600	
121	298,700	330,800	366,000	
122	299,100	331,200	366,500	
123	299,500	331,600	367,000	
124	299,900	332,000	367,500	
125	300,100	332,200	367,900	
126	300,500	332,500		
127	300,900	332,900		
128	301,300	333,200		
129	301,500	333,300		
130	301,900	333,700		
131	302,300	334,100		
132	302,700	334,500		
133	302,900	334,800		
134	303,300	335,200		
135	303,700	335,600		
136	304,100	336,000		
137	304,300	336,300		
138	304,600	336,700		
139	305,000	337,100		
140	305,400	337,500		

141	305,600	337,800						
142	306,000	338,200						
143	306,400	338,600						
144	306,700	339,000						
145	306,800	339,300						
146	307,200	339,700						
147	307,600	340,100						
148	308,000	340,500						
149	308,200	340,800						
150	308,500	341,200						
151	308,800	341,600						
152	309,100	342,000						
153	309,500	342,300						
154	309,800							
155	310,000							
156	310,300							
157	310,700							
158	311,000							
159	311,300							
160	311,600							
161	312,000							
162	312,300							
163	312,600							
164	312,900							
165	313,300							
166	313,600							
167	313,900							
168	314,200							
169	314,600							
再任用職員	233,400	258,000	265,300	275,700	292,800	330,700	376,000	

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則に定めるものに適用する。

(甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年12月条例第53号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「543, 000」を「541, 500」に改める。

(甲府市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 甲府市職員給与条例の一部を改正する条例(平成18年3月条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第7項第1号中「100分の98.26」を「100分の97.86」に改め、同項第2号中「100分の98.5」を「100分の98.1」に改める。

附則第17項を附則第18項とし、附則第11項から第16項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第10項中「前3項」を「附則第7項から前項まで」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「前項」を「附則第7項」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項の次に次の1項を加える。

8 前項の規定にかかわらず、同項の規定により支給する給料の額は、同項に規定する差額に相当する額から当該差額に相当する額に平成24年4月1日から同年9月30日までの間にあっては100分の25を、同年10月1日から平成25年3月31日までの間にあっては100分の50を乗じて得た額(これらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とし、同年4月1日以後、同項の規定による給料は、支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第3条(甲府市職員給与条例の一部を改正する条例附則第7項の改正規定を除く。)並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、甲府市職員給与条例第5条の2

第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項若しくは第48条第2項(同条第3項又は甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年3月条例第1号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(甲府市職員給与条例の一部を改正する条例(平成18年3月条例第10号。第5項において「平成18年改正条例」という。)附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る。)若しくは医療職給料表(1)の適用を受ける職員であるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成23年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.27を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日の属する月の前月までの月数(同年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から61号給まで
	4級	1号給から44号給まで

	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から17号給まで
	8級	1号給から5号給まで
医療職給料表(2)	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から85号給まで
	3級	1号給から69号給まで
	4級	1号給から57号給まで
	5級	1号給から40号給まで
	6級	1号給から24号給まで
医療職給料表(3)	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から93号給まで
	3級	1号給から69号給まで
	4級	1号給から57号給まで
	5級	1号給から40号給まで
	6級	1号給から20号給まで
	7級	1号給から4号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.27を乗じて得た額

3 他の職員との権衡を考慮する必要がある者として規則で定めるものに係る前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び規則で定める額」とする。

(平成24年4月1日における号給の調整)

4 平成24年4月1日において42歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(以下「除外職員」という。))である者を除く。)のうち、当該職員の平成19年4月1日、平成20年4月1日及び平成21年4月1日の昇給その他の号給の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとし

て規則で定める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(同日において36歳に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。))であって当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして規則で定める職員にあつては、2号給)上位の号給とする。

(平成25年4月1日における号給の調整)

5 平成25年4月1日において平成18年改正条例附則第7項の規定による給料に関する状況を考慮して規則で定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして規則で定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

(規則への委任)

6 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年11月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第24号

甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例

(甲府市学校職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市学校職員給与条例(昭和28年1月条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第9条関係)

高等学校教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	148,800	192,800	254,100	330,600	422,400
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	424,200
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	426,000
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	427,800
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	429,500
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	431,100
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	433,000
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	434,900
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	436,700
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	438,500
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	440,400
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	442,300
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	444,000
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	445,900
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	447,800
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	449,700
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	451,500
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	453,400
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	455,300
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	457,200
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	458,800
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	460,700
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	462,600
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	464,400
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	466,100
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	467,800
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	469,500
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	471,200
	29	202,500	255,500	328,400	389,200	473,000
	30	204,200	258,100	330,500	391,200	474,700
	31	205,900	260,700	332,700	393,200	476,300
	32	207,600	263,300	334,900	395,200	478,000

33	209,200	265,700	337,100	397,100	479,700
34	211,000	268,300	339,300	398,800	480,700
35	212,800	270,800	341,500	400,500	481,700
36	214,600	273,300	343,700	402,300	482,700
37	216,300	275,800	345,900	403,900	483,800
38	218,100	278,400	348,100	405,400	
39	219,900	281,000	350,300	406,800	
40	221,700	283,600	352,500	408,300	
41	223,600	286,100	354,700	410,000	
42	225,400	288,700	356,800	411,400	
43	227,200	291,200	358,900	412,800	
44	229,000	293,700	361,000	414,400	
45	230,900	296,000	363,100	416,100	
46	232,600	298,700	365,200	417,400	
47	234,300	301,400	367,200	419,000	
48	236,000	304,100	369,300	420,600	
49	237,600	306,600	371,200	422,300	
50	239,300	309,100	373,100	423,700	
51	241,000	311,600	375,100	425,300	
52	242,700	314,100	377,100	426,900	
53	244,100	316,500	379,100	428,600	
54	245,800	318,700	380,900	430,100	
55	247,400	320,900	382,700	431,700	
56	249,100	323,100	384,500	433,300	
57	250,600	325,400	386,200	434,900	
58	252,200	327,600	387,900	436,500	
59	253,800	329,800	389,600	438,000	
60	255,400	331,900	391,300	439,600	
61	257,000	334,100	392,900	441,200	
62	258,600	336,300	394,300	442,800	
63	260,200	338,500	395,700	444,300	
64	261,700	340,700	397,000	445,900	
65	263,200	342,900	398,400	447,600	
66	264,900	345,100	399,700	449,100	
67	266,500	347,300	401,200	450,700	
68	268,200	349,500	402,600	452,300	

69	269,700	351,500	404,100	453,900
70	271,200	353,600	405,400	455,500
71	272,700	355,700	406,800	457,100
72	274,200	357,800	408,200	458,700
73	275,500	359,600	409,500	460,200
74	276,900	361,500	410,900	461,200
75	278,300	363,500	412,300	462,200
76	279,700	365,400	413,700	463,200
77	281,100	367,400	414,900	464,000
78	282,300	369,100	416,200	
79	283,500	370,800	417,500	
80	284,700	372,500	418,900	
81	286,000	374,200	420,300	
82	287,200	375,700	421,600	
83	288,400	377,200	422,800	
84	289,600	378,700	424,100	
85	290,900	380,100	425,400	
86	292,100	381,500	426,600	
87	293,300	382,900	427,800	
88	294,500	384,300	429,000	
89	295,700	385,600	430,100	
90	296,900	386,900	431,200	
91	298,100	388,200	432,300	
92	299,300	389,500	433,400	
93	300,100	390,900	434,500	
94	301,300	392,100	435,600	
95	302,500	393,400	436,700	
96	303,700	394,700	437,800	
97	304,700	396,100	438,700	
98	305,800	397,100	439,500	
99	306,900	398,200	440,300	
100	308,000	399,300	441,100	
101	308,900	400,200	441,900	
102	310,000	401,300	442,500	
103	311,100	402,400	443,100	
104	312,200	403,500	443,700	

105	313,100	404,300	444,200
106	314,000	405,300	444,800
107	314,800	406,300	445,400
108	315,600	407,300	446,000
109	316,500	408,200	446,600
110	317,000	409,100	
111	317,500	410,000	
112	318,000	410,900	
113	318,600	411,500	
114	319,100	412,300	
115	319,600	413,100	
116	320,100	413,900	
117	320,700	414,700	
118	321,200	415,500	
119	321,700	416,200	
120	322,200	417,000	
121	322,700	417,600	
122	323,100	418,100	
123	323,600	418,600	
124	324,100	419,100	
125	324,700	419,500	
126	325,100	420,000	
127	325,500	420,500	
128	325,900	421,000	
129	326,200	421,400	
130	326,600	421,900	
131	327,000	422,400	
132	327,400	422,900	
133	327,600	423,300	
134	327,800	423,800	
135	328,100	424,300	
136	328,400	424,800	
137	328,700	425,200	
138	328,900		
139	329,200		
140	329,500		

141	329,700					
142	330,000					
143	330,300					
144	330,600					
145	330,900					
146	331,200					
147	331,500					
148	331,800					
149	332,000					
150	332,200					
151	332,500					
152	332,800					
153	333,000					
再任用 職員		234,200	277,700	307,100	335,700	421,600

備考 (1) この表は、高等学校に勤務する職員に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第9条関係)

商科専門学校教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	171,100	205,800	265,400	344,300	483,700
	2	173,700	207,900	268,500	347,600	485,900
	3	176,300	210,000	271,600	350,900	488,100
	4	179,000	212,100	274,700	354,200	490,300
	5	181,700	214,000	277,800	357,500	492,200
	6	184,500	216,100	280,700	360,000	494,200
	7	187,300	218,200	283,600	362,600	496,200
	8	190,200	220,300	286,400	365,200	498,200
	9	193,100	222,500	289,100	367,900	500,300
	10	196,100	224,900	292,000	370,200	502,400
	11	199,000	227,300	294,900	372,500	504,400
	12	201,900	229,700	297,800	374,800	506,400
	13	204,600	231,900	300,200	377,000	508,200
	14	206,300	234,200	302,800	379,500	510,000
	15	208,000	236,500	305,300	382,000	511,900
	16	209,700	238,800	307,800	384,500	513,800
	17	211,400	241,200	310,400	386,900	515,600
	18	213,200	244,300	313,600	389,300	517,400
	19	215,000	247,400	316,800	391,700	519,300
	20	216,800	250,500	320,000	394,100	521,200
	21	218,700	253,500	323,000	396,600	523,100
	22	220,700	256,600	326,100	399,200	524,700
	23	222,700	259,700	329,200	401,900	526,400
	24	224,700	262,800	332,300	404,600	528,100
	25	226,500	265,800	335,500	407,300	529,600
	26	228,500	268,800	338,500	409,800	531,000
	27	230,500	271,800	341,500	412,300	532,400
	28	232,500	274,800	344,500	414,800	533,800
	29	234,300	277,800	347,400	417,300	535,000
	30	236,300	280,300	350,000	419,800	536,000
	31	238,300	282,800	352,600	422,300	537,000
	32	240,300	285,300	355,200	424,800	538,000

33	242,300	287,700	357,800	426,800	538,900
34	244,400	290,300	360,000	429,200	539,800
35	246,500	292,800	362,300	431,600	540,700
36	248,600	295,300	364,600	434,000	541,600
37	250,600	297,600	366,900	436,200	542,400
38	252,600	300,100	369,200	438,500	543,300
39	254,600	302,600	371,500	440,900	544,100
40	256,600	305,100	373,800	443,300	545,000
41	258,400	307,500	376,100	445,800	545,800
42	259,800	309,900	378,200	448,200	546,700
43	261,200	312,300	380,300	450,600	547,600
44	262,600	314,700	382,400	453,000	548,500
45	263,900	316,900	384,400	455,500	549,300
46	265,200	319,400	386,400	457,500	550,200
47	266,400	321,900	388,400	459,700	551,100
48	267,600	324,400	390,400	461,900	552,000
49	268,700	326,900	392,200	464,200	552,800
50	270,000	329,300	394,000	466,400	
51	271,300	331,600	395,800	468,700	
52	272,600	334,000	397,600	471,000	
53	273,800	336,300	398,800	473,000	
54	275,000	338,300	400,500	474,700	
55	276,200	340,300	402,200	476,400	
56	277,400	342,300	403,900	478,200	
57	278,500	344,300	405,400	479,900	
58	279,900	346,300	407,100	481,000	
59	281,300	348,300	408,800	482,100	
60	282,700	350,300	410,500	483,200	
61	283,900	352,200	412,000	484,300	
62	285,300	354,100	413,600	485,400	
63	286,700	356,000	415,200	486,500	
64	288,100	357,900	416,800	487,600	
65	289,300	359,900	418,500	488,700	
66	290,600	361,800	419,700	489,800	
67	291,900	363,700	420,700	490,900	
68	293,200	365,500	421,700	492,000	

69	294,600	367,200	422,700	493,000
70	295,700	369,000	423,700	494,100
71	296,800	370,800	424,800	495,200
72	297,900	372,600	425,800	496,300
73	299,100	374,200	426,500	497,400
74	300,200	375,800	427,400	498,500
75	301,300	377,500	428,400	499,600
76	302,400	379,200	429,400	500,800
77	303,300	380,900	430,400	501,700
78	304,300	382,600	431,400	502,600
79	305,300	384,300	432,400	503,500
80	306,300	385,900	433,400	504,400
81	307,100	387,500	434,100	505,300
82	308,000	389,100	435,000	506,100
83	308,900	390,700	435,900	506,900
84	309,800	392,300	436,700	507,700
85	310,600	393,700	437,700	508,300
86	311,500	395,000	438,600	509,100
87	312,400	396,400	439,500	509,900
88	313,300	397,700	440,400	510,700
89	314,200	399,100	441,200	511,400
90	315,000	400,400	441,800	512,200
91	315,800	401,500	442,400	513,000
92	316,600	402,700	442,900	513,800
93	317,300	403,700	443,400	514,500
94	318,000	404,800	444,000	515,300
95	318,700	405,900	444,600	516,000
96	319,400	407,000	445,200	516,800
97	320,100	407,900	445,600	517,500
98	320,500	408,900	446,200	
99	320,900	409,900	446,800	
100	321,300	410,900	447,400	
101	321,700	411,700	447,800	
102	322,100	412,700	448,400	
103	322,500	413,700	449,000	
104	322,900	414,700	449,600	

105	323,400	415,400	450,000
106	323,800	416,200	450,600
107	324,300	417,100	451,200
108	324,800	418,000	451,800
109	325,200	419,000	452,200
110	325,700	419,900	452,800
111	326,200	420,800	453,400
112	326,700	421,700	454,000
113	327,000	422,500	454,400
114	327,500	423,100	
115	328,000	423,700	
116	328,500	424,300	
117	328,800	424,800	
118	329,200	425,400	
119	329,700	426,000	
120	330,200	426,600	
121	330,500	426,800	
122	331,000	427,400	
123	331,500	428,000	
124	332,000	428,600	
125	332,300	429,000	
126	332,800		
127	333,300		
128	333,800		
129	334,000		
130	334,500		
131	335,000		
132	335,400		
133	335,600		
134	336,100		
135	336,600		
136	337,100		
137	337,400		
138	337,800		
139	338,200		
140	338,600		

	141	339,100				
再任用 職員		250,200	297,100	314,900	381,100	476,500

備考 この表は、商科専門学校に勤務する職員に適用する。

(甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成18年3月条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第6項第1号中「100分の98.26」を「100分の97.86」に改め、同項第2号中「100分の98.5」を「100分の98.1」に改める。

附則第12項を附則第13項とし、附則第11項を附則第12項とし、附則第10項を附則第11項とする。

附則第9項中「前3項」を「附則第6項から前項まで」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「前項」を「附則第6項」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

7 前項の規定にかかわらず、同項の規定により支給する給料の額は、同項に規定する差額に相当する額から当該差額に相当する額に平成24年4月1日から同年9月30日までの間にあっては100分の25を、同年10月1日から平成25年3月31日までの間にあっては100分の50を乗じて得た額(これらの額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とし、同年4月1日以後、同項の規定による給料は、支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第2条(甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例附則第6項の改正規定を除く。)並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、甲府市学校職員給与条例第4条

第1項から第3項まで若しくは第5項又は第26条第2項(同条第3項又は甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年12月条例第53号)第5条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成18年3月条例第18号)第5項において「平成18年改正条例」という。)附則第6項の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成23年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して教育委員会が定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち教育委員会が定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当並びに甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年12月条例第54号)第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.27を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日の属する月の前月までの月数(同年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の教育委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して教育委員会が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
高等学校教育職給料表	1級	1号給から106号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	特2級	1号給から60号給まで
	3級	1号給から37号給まで

商科専門学校教育職給料表	1 級	1 号給から 9 7 号給まで
	2 級	1 号給から 8 5 号給まで
	3 級	1 号給から 6 5 号給まで
	4 級	1 号給から 4 5 号給まで

(2) 平成 2 3 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して教育委員会が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0 . 2 7 を乗じて得た額

3 他の職員との権衡を考慮する必要がある者として教育委員会が定めるものに係る前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び教育委員会が定める額」とする。

（平成 2 4 年 4 月 1 日における号給の調整）

4 平成 2 4 年 4 月 1 日において 4 2 歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 4 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成 1 9 年 4 月 1 日、平成 2 0 年 4 月 1 日及び平成 2 1 年 4 月 1 日の昇給その他の号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして教育委員会が定める職員の平成 2 4 年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給（同日において 3 6 歳に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）であって当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして教育委員会が定める職員にあっては、2 号給）上位の号給とする。

（平成 2 5 年 4 月 1 日における号給の調整）

5 平成 2 5 年 4 月 1 日において平成 1 8 年改正条例附則第 6 項の規定による給料に関する状況を考慮して教育委員会が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成 2 4 年 4 月 1 日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして教育委員会が定める職員の平成 2 5 年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給上位の号給とする。

（教育委員会への委任）

6 第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

規則

平成23年12月に支給する期末手当の特例に関する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第22号

平成23年12月に支給する期末手当の特例に関する規則

(休職期間等がある職員の改正条例附則第2項第1号の月数の算定)

第1条 甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成23年11月条例第23号。以下「改正条例」という。)附則第2項第1号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、専従休職期間(同法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)又は公益的法人等派遣期間(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年3月条例第1号。次条において「公益的法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)
- (2) 無給休暇期間(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和26年8月条例第29号)第17条に規定する無給休暇の期間をいう。)
- (3) 停職期間(地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定により停職にされていた期間をいう。)
- (4) 甲府市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第18号)第9条又は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第16条第3項の規定により給与を減額された期間
- (5) 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)第3条の3の規定によ

り給与を減額された期間

2 改正条例附則第2項第1号の規則で定める月数は、平成23年4月からこの規則の施行の日の属する月の前月までの各月のうち次の各号のいずれかに該当する月の数とする。

- (1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる期間のある月
 - (2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。)
- であって、その月について支給された給料の額が改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.27を乗じて得た額(第3条において「改正条例附則第2項第1号基礎額」という。)に満たないもの(権衡職員についての特例)

第2条 改正条例附則第3項の他の職員との権衡を考慮する必要がある者として規則で定めるものは、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、平成23年4月2日から同年12月1日までの間に職務に復帰した職員とする。

2 改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項の規則で定める額は、前項に規定する職員が派遣されなかったものとした場合における改正条例附則第2項の規定の例による調整額とする。ただし、この額によることが著しく不相当であると認められる場合には、任命権者が市長と協議して定める額とする。

3 前項の場合においては、第1項に規定する職員が職務に復帰した日の前日を改正条例附則第2項の規定の例における基準日とみなす。

(端数計算)

第3条 改正条例附則第2項第1号基礎額又は改正条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年12月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の特例に関する規則(平成22年11月規則第38号)は、廃止する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第23号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和43年3月規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	126,800	185,800	222,900	261,900
	2	127,900	187,600	224,800	264,000
	3	129,000	189,400	226,700	266,000
	4	130,100	191,200	228,500	268,100
	5	131,200	192,800	230,200	270,200
	6	132,300	194,600	232,100	272,300
	7	133,400	196,400	234,000	274,400
	8	134,500	198,200	235,800	276,500
	9	135,600	200,000	237,500	278,600
	10	136,700	201,800	239,400	280,700
	11	137,900	203,600	241,200	282,800
	12	139,000	205,400	243,100	284,900
	13	140,100	207,000	244,900	287,000
	14	141,200	208,900	246,800	289,100
	15	142,300	210,800	248,600	291,200
	16	143,400	212,700	250,400	293,300
	17	144,500	214,600	252,200	295,400
	18	145,900	216,500	254,200	297,500
	19	147,200	218,400	256,200	299,600
	20	148,500	220,300	258,200	301,700
	21	149,800	222,000	260,100	303,800
	22	151,300	223,900	262,000	305,900
	23	152,800	225,800	263,900	308,000
	24	154,400	227,700	265,700	310,100
	25	155,700	229,300	267,700	312,100
	26	157,200	231,100	269,600	314,200
	27	158,700	232,800	271,500	316,300
	28	160,200	234,600	273,400	318,400
	29	161,600	236,100	275,300	320,400
	30	164,300	237,600	277,200	322,500
	31	166,900	239,100	279,100	324,600
	32	169,500	240,600	281,000	326,700

33	172,200	242,100	282,700	328,400
34	173,900	243,600	284,600	330,400
35	175,600	245,100	286,500	332,500
36	177,300	246,700	288,400	334,600
37	178,800	248,000	290,100	336,500
38	180,600	249,600	291,900	338,500
39	182,400	251,200	293,700	340,500
40	184,200	252,800	295,500	342,500
41	185,800	254,200	297,400	344,400
42	187,300	255,600	299,100	346,300
43	188,800	257,000	300,800	348,200
44	190,300	258,400	302,500	350,100
45	191,600	259,700	304,200	351,900
46	192,900	261,100	305,900	353,400
47	194,200	262,500	307,600	354,900
48	195,500	263,900	309,300	356,400
49	196,900	265,200	310,600	358,100
50	198,200	266,400	312,200	359,000
51	199,500	267,700	313,800	360,200
52	200,800	269,000	315,400	361,200
53	202,000	270,100	317,100	362,100
54	203,300	271,400	318,700	363,200
55	204,600	272,700	320,300	364,200
56	205,900	274,000	321,900	365,300
57	207,100	275,200	323,400	366,200
58	208,200	276,300	324,600	366,900
59	209,300	277,400	325,800	367,600
60	210,400	278,500	327,000	368,300
61	211,600	279,700	328,100	368,800
62	212,600	280,700	329,000	369,400
63	213,600	281,700	329,800	370,100
64	214,600	282,700	330,600	370,800
65	215,400	283,500	331,500	371,200
66	216,400	284,400	332,000	371,900
67	217,300	285,300	332,800	372,600
68	218,300	286,200	333,600	373,300

69	219,200	287,200	334,400	373,800
70	220,200	288,000	335,100	374,500
71	221,200	288,800	335,800	375,200
72	222,200	289,600	336,500	375,900
73	223,000	290,400	337,000	376,400
74	224,000	290,900	337,600	377,100
75	225,000	291,400	338,200	377,800
76	226,100	291,900	338,800	378,500
77	226,900	292,200	339,100	378,900
78	227,700	292,600	339,600	379,500
79	228,500	292,800	340,100	380,100
80	229,300	293,200	340,600	380,700
81	230,100	293,400	341,000	381,200
82	230,800	293,700	341,500	381,800
83	231,500	294,100	342,000	382,400
84	232,200	294,400	342,500	383,000
85	233,000	294,700	343,000	383,600
86	233,800	295,000	343,500	384,200
87	234,600	295,300	344,000	384,800
88	235,400	295,700	344,500	385,400
89	236,100	296,000	344,900	386,100
90	236,800	296,400	345,400	386,700
91	237,500	296,800	345,900	387,300
92	238,200	297,200	346,400	387,900
93	239,000	297,300	346,600	388,600
94	239,700	297,700	347,100	
95	240,400	298,100	347,600	
96	241,100	298,500	348,100	
97	241,900	298,700	348,200	
98	242,400	299,100	348,700	
99	242,900	299,500	349,200	
100	243,400	299,900	349,700	
101	243,700	300,100	350,000	
102		300,600	350,400	
103		301,000	350,800	
104		301,400	351,200	

	105		301,600	351,700	
	106		301,900	352,100	
	107		302,300	352,500	
	108		302,700	352,900	
	109		302,900	353,400	
	110		303,300	353,800	
	111		303,700	354,200	
	112		304,000	354,500	
	113		304,100	355,000	
	114		304,500		
	115		304,900		
	116		305,300		
	117		305,500		
	118		305,800		
	119		306,100		
	120		306,400		
	121		306,800		
	122		307,100		
	123		307,400		
	124		307,700		
	125		308,100		
再任用 職員		185,900	213,600	257,800	278,000

	3級	1号給から61号給まで
	4級	1号給から44号給まで

附 則

- この規則は、平成23年12月1日から施行する。
- この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成23年11月条例第23号）附則第2項第1号の表は、次の表のとおりとする。

給料表	職務の級	号給
技能労務職給料表	1級	1号給から101号給まで
	2級	1号給から76号給まで

甲府市景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第24号

甲府市景観条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市景観条例施行規則（平成21年3月規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。

第7条を削る。

第6条中「第18条第7号」を「第19条第7号」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（届出を要する行為の規模）

第6条 条例第18条の規則で定める規模は、高さ5メートル又は面積1,000平方メートルとする。

第8条を次のように改める。

（届出を要しない行為の規模）

第8条 条例第19条第9号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規模とする。

- (1) 都市計画法第8条第1項の規定により商業地域と定められている区域（以

下「商業地域」という。）における建築物に係る行為 高さ31メートル又は建築面積2,000平方メートル

- (2) 都市計画法第8条第1項の規定により用途地域と定められている区域（商業地域を除く。）における建築物に係る行為 高さ20メートル又は建築面積1,500平方メートル

- (3) 都市計画法第8条第1項の規定により用途地域と定められている区域以外の区域における建築物に係る行為 高さ15メートル又は建築面積1,000平方メートル

- (4) 第11条第1号から第4号まで及び第12号に掲げる工作物（建築物を除く。以下同じ。）に係る行為 高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ。第4号及び第5号において同じ。）15メートル

- (5) 第11条第5号に掲げる工作物に係る行為 高さ3メートル

- (6) 第11条第6号から第10号までに掲げる工作物に係る行為 高さ15メートル又は築造面積1,000平方メートル

- (7) 第11条第11号に掲げる工作物に係る行為 高さ20メートル

- (8) 開発行為 開発区域の面積10,000平方メートル

第18条から第23条までを削り、第17条を第22条とする。

第16条第1項中「第22条第3号」を「第24条第3号」に改め、同条を第21条とする。

第15条を第20条とし、第14条を第19条とし、第13条を第18条とする。

第12条第1項中「第21条第3号」を「第23条第3号」に改め、同条を第17条とする。

第11条を第16条とし、第10条を第15条とし、第9条を第14条とし、第8条の次に次の5条を加える。

（届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第9条 条例第19条第10号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の増築又は改築で当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

(2) 建築物と一体となって設置される第11条各号（同条第5号を除く。）に掲げる工作物の新築で、当該新築に係る工作物の部分の高さが1メートル以下のもの（同条第6号から第10号までに掲げる工作物にあっては、当該新築に係る工作物の部分の築造面積が10平方メートルを超えるものを除く。）

(3) 第11条各号（同条第5号を除く。）に掲げる工作物の増築又は改築で、当該増築又は改築後の工作物の高さが当該増築又は改築前の工作物の高さに1メートルを加えた高さ以下のもの（同条第6号から第10号までに掲げる工作物にあっては、当該増築又は改築に伴い増加した部分の築造面積が10平方メートルを超えるものを除く。）

(4) 仮設の建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(5) 建築物及び工作物の改築でその外観の変更を伴わないもの

(6) 建築物の模様替又は色彩の変更で当該行為に係る部分（当該建築物の外観を変更することとなる部分に限る。）の面積の合計が10平方メートル以下のもの

(7) 次に掲げる屋外における物品の集積又は貯蔵

ア 集積又は貯蔵の用に供される土地の周辺の道路その他公衆が通行し、又は集合する場所から当該集積され、又は貯蔵された物品を見通すことができない物品の集積又は貯蔵

イ 集積又は貯蔵の期間が90日を超えない物品の集積又は貯蔵

(8) 地盤面下又は水面下における行為

(9) 法令等又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（届出を要しない公共的団体）

第10条 条例第19条第11号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 独立行政法人水資源機構
- (2) 独立行政法人都市再生機構
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (5) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

(6) 独立行政法人環境再生保全機構

(7) 日本下水道事業団

(8) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

(9) 地方住宅供給公社

(10) 地方道路公社

(11) 土地開発公社

（工作物）

第11条 条例第19条第9号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

(1) 煙突、排気塔その他これらに類するもの

(2) 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの

(3) 記念塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項の屋外広告物であるものを除く。）

(4) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの

(5) 垣、さく、塀その他これらに類するもの

(6) ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類するもの

(7) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

(8) 自動車車庫の用に供する立体的施設

(9) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設

(10) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの

(11) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類するもの

(12) 彫像、記念碑その他これらに類するもの

（事前相談）

第12条 条例第20条第1項の規定による相談をしようとする者は、甲府市景観計画区域内行為事前相談依頼書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第20条第2項の規定による回答は、甲府市景観計画区域内行為事前相談

回答書（第4号様式）によるものとする。

（指導又は助言）

第13条 条例第22条の指導又は助言は、届出があった日から30日以内に書面により行わなければならない。

2 市長は、前項の指導又は助言を行う必要がないと認めるときは、同項の期間内に、当該届出をした者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

別表を削る。

第1号様式中

景観計画区域の名称					
行為の種類	建築物 (別紙1添付) <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更		届出部分	届出以外の部分	合計
		敷地面積			
		建築面積			
		延床面積			
	高さ				
工作物 (別紙2添付) <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	種類		敷地面積		
	高さ		築造面積		

を

都市計画区域					
行為の種類	建築物 (別紙1添付) <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更		届出部分	届出以外の部分	合計
		敷地面積			
		建築面積			
		延べ面積			
	高さ				
工作物 (別紙2添付) <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	種類		敷地面積		
	高さ		築造面積		
開発行為	目的		面積		
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の方法		高さ及び面積		

に

改める。

第2号様式中

景観計画区域の名称									
行為の種類	建築物 (別紙1添付) <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	敷地面積	建築面積	延床面積	高さ	変更前		変更後	
						工作物 (別紙2添付) <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	種類		
		高さ							
		敷地面積							
		築造面積							

を

都市計画区域									
行為の種類	建築物 (別紙1添付) <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	敷地面積	建築面積	延べ面積	高さ	変更前		変更後	
						工作物 (別紙2添付) <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	種類		
		高さ							
		敷地面積							
		築造面積							
	開発行為	目的							
		面積							
	屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の方法							
		高さ及び面積							

に

改める。

第3号様式中「（第7条関係）」を「（第12条関係）」に、「第19条第1項」を「第20条第1項」に改める。

第4号様式中「(第7条関係)」を「(第12条関係)」に改める。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式 削除

第6号様式中「(第9条関係)」を「(第14条関係)」に改める。

第7号様式中「(第10条関係)」を「(第15条関係)」に改める。

第8号様式から第10号様式までの規定中「(第11条関係)」を「(第16条関係)」に改める。

第11号様式中「(第12条関係)」を「(第17条関係)」に、「第21条第3号」を「第23条第3号」に改める。

第12号様式中「(第13条関係)」を「(第18条関係)」に改める。

第13号様式中「(第14条関係)」を「(第19条関係)」に改める。

第14号様式から第16号様式までの規定中「(第15条関係)」を「(第20条関係)」に改める。

第17号様式中「(第16条関係)」を「(第21条関係)」に、「第22条第3号」を「第24条第3号」に改める。

第18号様式中「(第17条関係)」を「(第22条関係)」に改める。

第19号様式を削る。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

告示

甲府市告示第376号

平成24年度に本市が発注する建設工事、設計、測量又は調査等並びに製造の請負、物件の供給等についての契約に係わる入札に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項並びに入札に参加する者の申請の時期及び方法について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第3項及び甲府市契約規則(昭和50年規則第66号)第21条の規定により、次のとおり公示する。

平成23年11月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札参加者の資格及び審査の基本となるべき事項

(1) 建設工事、設計、測量又は調査等

建設業法(昭和24年法律第100号)第3条、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条第1項、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項、補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条第1項及び土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条に規定する許可又は登録を受け、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で、さらに建設工事については、甲府市工事入札参加者の資格審査及び選定要綱により、次に掲げる事項について審査する。

ア 客観的事項

建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目

イ 主観的事項

業種ごとの工事、業務成績及び信用度等

(2) 製造の請負、物件の供給等

地方自治法施行令第167条の4に該当しない者で、次に掲げる事項について審査する。

ア 客観的事項

- (ア) 業種別年間平均製造、販売高
- (イ) 従業員数
- (ウ) 自己資本額
- (エ) 営業年数
- (オ) 機械類等の価額(製造のみ)

- (カ) 流動比率（製造のみ）
- (キ) 固定比率（製造のみ）
- (ク) 総資本純利益率（製造のみ）

イ 主観的事項

業種ごとの製造、販売成績及び信用度等

2 入札に参加しようとする者の申請の時期及び方法は、次のとおりとする。

(1) 申請の時期

平成23年12月1日（木）～平成23年12月14日（水）

（この期間内の土曜日・日曜日は除く。）

午後1時30分～午後4時

(2) 申請の方法

申請は、建設工事にあつては入札参加資格審査申請書（工事）により、設計・測量又は調査等にあつては入札参加資格審査申請書（委託）により、製造の請負、物件供給等にあつては入札参加資格審査申請書（物品等）により作成し、総務部契約管財室契約課に提出するものとする。

(3) 申請書の様式

申請書の様式は、本市の独自様式とする。ただし、市外業者については、建設工事、設計・測量又は調査等の申請については国土交通省が定めている統一様式を併用できるものとし、製造の請負、物件供給等の申請については本市の独自様式とする。

(4) 名簿未登載の取扱

審査の結果、入札有資格者名簿に登載することが好ましくない者については、平成24年2月末日までに通知する。

3 登録の有効期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日

なお、平成24年4月1日から登録を認められた者は、平成23年度長期継続契約の対象者とする。

4 その他

申請についての詳細は、「平成24年度入札参加資格審査申請要領」を参照すること。

甲府市告示第377号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市下鍛冶屋町字内ク祢352番9、352番15
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市中小河原町203番地 コンフォート長田303号
種 田 淳 一

甲府市告示第378号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権削除したので、同条第4項の規定により公示する。

平成23年11月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

（別紙省略）

甲府市告示第379号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成23年11月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

（別紙省略）

甲府市告示第380号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上今井町字西河原1118番3から1118番5まで、1122番1から1122番14まで、
甲府市上今井町字八反田1502番2の一部、1503番2の一部
以上19筆及び道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、公園、下水道、消防施設、ゴミ置場
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上小河原町1050番地
有限会社スミ新材
代表取締役 伊藤 正敏

(別添図省略)

甲府市告示第381号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上今井町字西側2381番2
以上1筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上今井町1314-1 グレイシティ22E105
村中 淳
村中 美早紀

甲府市告示第382号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成23年11月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 書類名 甲府市国民健康保険料納入通知書
- 発送日 平成23年10月3日
- 項目 平成23年度国民健康保険料4期～9期分
- 納期限 平成23年10月31日
(納期限を平成23年11月30日に再指定)
平成23年11月30日 平成24年1月4日
平成24年1月31日 平成24年2月29日
平成24年4月2日
- 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
㈱ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市市民生活部市民生活総室国民健康保険課
総合行政窓口センター
- 納付義務者 別紙のとおり(7件)

(別紙省略)

甲府市告示第383号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道路線を次のように認定する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成23年11月15日まで一般の縦覧に供する。

平成23年11月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

路線番号	路線名	起点 終点	重要な 経過地
1594	甲府駅周辺土地区画整理1号線	甲府市北口二丁目15番地先 甲府市北口二丁目18番地先	なし
1595	甲府駅北口回遊路線	甲府市北口三丁目206番2地先 甲府市丸の内一丁目558番11地先	なし
1596	山宮町土地区画整理1号線	甲府市山宮町5003番1地先 甲府市山宮町5015番1地先	なし
1597	山宮町土地区画整理2号線	甲府市山宮町5002番2地先 甲府市山宮町5004番14地先	なし

1598	山宮町土地区画整理 3号線	甲府市山宮町5002番1地先 甲府市山宮町5004番1地先	なし
1599	山宮町土地区画整理 4号線	甲府市山宮町5004番2地先 甲府市山宮町5004番1地先	なし
1600	山宮町土地区画整理 5号線	甲府市山宮町5003番13地先 甲府市山宮町371番1地先	なし
1601	山宮町土地区画整理 6号線	甲府市山宮町5008番15地先 甲府市山宮町306番6地先	なし
1602	山宮町土地区画整理 7号線	甲府市山宮町5009番1地先 甲府市山宮町5012番13地先	なし
1603	山宮町土地区画整理 8号線	甲府市山宮町5129番地先 甲府市山宮町5010番16地先	なし
1604	山宮町土地区画整理 9号線	甲府市山宮町5014番11地先 甲府市山宮町5012番10地先	なし
1605	山宮町土地区画整理 10号線	甲府市山宮町5016番1地先 甲府市山宮町5016番6地先	なし

甲府市告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次のように市道路線を変更する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成23年11月15日まで一般の縦覧に供する。

平成23年11月2日

甲府市長 宮島雅展

路線番号	路線名	旧新の別	起点 終点	重要な 経過地
431	塩部堰（2）線	旧	甲府市湯村三丁目371番3地先 甲府市山宮町175番地先	なし
		新	甲府市湯村三丁目371番3地先 甲府市山宮町178番3地先	なし
451	深田線	旧	甲府市山宮町646番地先 甲府市山宮町175番地先	なし
		新	甲府市山宮町646番地先 甲府市山宮町5014番2地先	なし
1574	甲府駅周辺土地区画整理2号線	旧	甲府市北口二丁目50番地先 甲府市北口二丁目142番地先	なし
		新	甲府市北口二丁目1番8地先 甲府市北口二丁目142番地先	なし

甲府市告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成23年11月15日まで一般の縦覧に供する。

平成23年11月2日

甲府市長 宮島雅展

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1594
- 3 路線名 甲府駅周辺土地区画整理1号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市北口二丁目15番地先から 甲府市北口二丁目18番地先まで	5.00～ 24.00	211.0	

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1596
- 3 路線名 山宮町土地区画整理1号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市山宮町5003番1地先から 甲府市山宮町5015番1地先まで	6.00～ 16.80	588.4	

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1597
- 3 路線名 山宮町土地区画整理2号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市山宮町5002番2地先から 甲府市山宮町5004番14地先まで	5.20～ 12.40	329.5	

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1598
- 3 路線名 山宮町土地区画整理3号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市山宮町5002番1地先から 甲府市山宮町5004番19地先まで	6.00～ 10.90	176.8	

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1599
- 3 路線名 山宮町土地区画整理4号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市山宮町5004番2地先から 甲府市山宮町5004番1地先まで	6.00～ 10.50	36.4	

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1600
- 3 路線名 山宮町土地区画整理5号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市山宮町5003番13地先から 甲府市山宮町371番1地先まで	8.00～ 10.50	73.3	

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1601
- 3 路線名 山宮町土地区画整理6号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市山宮町5008番15地先から 甲府市山宮町306番6地先まで	5.00～ 10.50	128.0	

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1602
- 3 路線名 山宮町土地区画整理7号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市山宮町5009番1地先から 甲府市山宮町5012番13地先まで	5.50～ 9.90	288.2	

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1603
- 3 路線名 山宮町土地区画整理8号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市山宮町5129番地先から 甲府市山宮町5010番16地先まで	6.00～ 10.40	46.3	

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1604

- 3 路線名 山宮町土地区画整理9号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市山宮町5014番11地先から 甲府市山宮町5012番10地先まで	5.00～ 10.70	131.1	

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1605
- 3 路線名 山宮町土地区画整理10号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市山宮町5016番1地先から 甲府市山宮町5016番6地先まで	6.00～ 13.40	90.9	

甲府市告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成23年11月15日まで一般の縦覧に供する。

平成23年11月2日

甲府市長 宮島雅展

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 14
- 3 路線名 日向町線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市北口二丁目70番地先から 甲府市北口二丁目50番地先まで	4.20～ 8.00	223.2
新	甲府市北口二丁目70番地先から 甲府市北口二丁目50番地先まで	4.20～ 10.30	108.8

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 431
- 3 路線名 塩部堰（2）線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市湯村三丁目371番3地先から 甲府市山宮町175番地先まで	2.50～ 10.60	2,723.3
新	甲府市湯村三丁目371番3地先から 甲府市山宮町178番3地先まで	2.50～ 10.60	2,662.1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 451
- 3 路線名 深田線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市山宮町646番地先から 甲府市山宮町175番地先まで	2.40～ 11.80	650.5
新	甲府市山宮町646番地先から 甲府市山宮町5014番2地先まで	2.40～ 11.80	695.5

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1574
- 3 路線名 甲府駅周辺土地区画整理2号線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市北口二丁目50番地先から 甲府市北口二丁目142番地先まで	6.90～ 18.10	142.6
新	甲府市北口二丁目1番8地先から 甲府市北口二丁目142番地先まで	17.00～ 19.10	185.0

甲府市告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成23年11月15日まで一般の縦覧に供する。

平成23年11月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の年月日
-------	-----	----	--------------	----------

市道	深田線	甲府市山宮町646番地先から 甲府市山宮町5014番2地先まで	695.5	平成23年 11月15日
市道	上町8号線	甲府市小瀬町975番3地先から 甲府市小瀬町965番地先まで	191.7	平成23年 11月15日
市道	山宮町土地区画整理1号線	甲府市山宮町5003番1地先から 甲府市山宮町5015番1地先まで	588.4	平成23年 11月15日
市道	山宮町土地区画整理2号線	甲府市山宮町5002番2地先から 甲府市山宮町5004番14地先まで	329.5	平成23年 11月15日
市道	山宮町土地区画整理3号線	甲府市山宮町5002番1地先から 甲府市山宮町5004番19地先まで	176.8	平成23年 11月15日
市道	山宮町土地区画整理4号線	甲府市山宮町5004番2地先から 甲府市山宮町5004番1地先まで	36.4	平成23年 11月15日
市道	山宮町土地区画整理5号線	甲府市山宮町5003番13地先から 甲府市山宮町371番1地先まで	73.3	平成23年 11月15日
市道	山宮町土地区画整理6号線	甲府市山宮町5008番15地先から 甲府市山宮町306番6地先まで	128.0	平成23年 11月15日
市道	山宮町土地区画整理7号線	甲府市山宮町5009番1地先から 甲府市山宮町5012番13地先まで	288.2	平成23年 11月15日
市道	山宮町土地区画整理8号線	甲府市山宮町5129番地先から 甲府市山宮町5010番16地先まで	46.3	平成23年 11月15日

市道	山宮町土地区画整理9号線	甲府市山宮町5014番11地先から 甲府市山宮町5012番10地先まで	131.1	平成23年 11月15日
市道	山宮町土地区画整理10号線	甲府市山宮町5016番1地先 甲府市山宮町5016番6地先	90.9	平成23年 11月15日

甲府市告示第388号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月4日

甲府市長 宮島雅展

- 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上今井町字前田 2041番1から2041番9まで
以上9筆及び道・水
- 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ゴミ置場、消防施設
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市相生一丁目16番16号
有限会社 セントラルホームズ
代表取締役 雨宮孝

（別添図省略）

甲府市告示第389号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成23年11月7日

甲府市長 宮島雅展

- 税目 平成23年度 軽自動車税
- 書類名 平成23年度軽自動車税納税通知書兼領収書
- 発送日 平成23年5月15日
- 納期限 平成23年5月31日
（納期限を平成23年11月30日に変更）
- 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
- 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 保管場所 甲府市税務部税務総室市民税課

（別紙省略）

甲府市告示第390号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。
なお、次のとおり閲覧に供する。

平成23年11月7日

甲府市長 宮島雅展

- 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市増坪町791-1
甲府市産業部農林振興室農業振興課
- 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第391号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年11月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 合併(土木)28号
- (2) 工事名 ①道路築造工事(H23・区8-3外)
②(配区-8)配水管布設替工事
- (3) 工事場所 甲府市北口二丁目地内
- (4) 工期 平成24年3月9日まで
- (5) 工事概要 ①施工延長 L=154.10m、幅員 W=6.0m
(6-5・6-6)W=8.0m(8-3)、側溝工 L=86.0m(300×300)、側溝工 L=71.0m
(500×500)、舗装工 A=149.0㎡、汚水樹
取付管工 7箇所、付帯工 一式
②DIP.NS(φ150)L=73m、DIP.NS
(φ100)L=27.5m、DIP.K(φ150)
L=6m、DIP.K(φ100)L=1.5m、
仕切弁.NS(φ150)3基、仕切弁.NS(φ100)
1基、消火栓(φ75)1基
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に
関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体
等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けら
れた工事である。
- (6) 予定価格 18,556,650円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

- 甲府市における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている
者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認
を受けた者。
- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終
了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下
「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提示できる者で、甲府市にお
ける入札参加資格「土木一式」の等級が「B」であるもの1者又は「C」であ
るもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対
象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員とし
ての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録
されている担当技術者として、同種工事((2)に掲げる工事等)への施工従事
経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込み
を行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること)がある者
1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認
める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当
しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)
第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であ
ってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指
名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でない
こと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年
を経過していること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は
民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立が
なされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争
入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年11月8日(火)～平成23年11月17日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホー
ムページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場
合は、この限りでない。
- (4) 申請書の受付期間及び場所
ア 期 間 平成23年11月8日(火)～平成23年11月17日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年12月5日(月) 午前9時5分
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相

当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第392号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の

1件の一般競争入札を執行する。

平成23年11月8日

甲府市長 宮島雅展

1 入札対象工事

(1) 入札番号 (土木) 198号

(2) 工事名 耐震性貯水槽40m³設置工事

(3) 工事場所 甲府市徳行三丁目地内

(4) 工期 平成24年3月13日まで

(5) 工事概要 耐震性貯水槽設置（鋼製40m³級・井筒沈下工法）1箇所

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(6) 予定価格 10,227,000円

（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

(1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「土木一式」の等級が「B」であるもの1者又は「C」であるもの1者。

(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

(3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であ

ってその役員が暴力団員でないこと。

(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年11月8日(火)～平成23年11月17日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年11月8日(火)～平成23年11月17日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成23年12月5日(月) 午前9時10分

(2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽

の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第393号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年11月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (建築) 203号
- (2) 工事名 千塚小学校校舎増改築事業に伴う体育倉庫・クラブハウス他
工事
- (3) 工事場所 甲府市千塚一丁目2番16号
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 体育倉庫 48.6㎡
ゴミ置き場 19.8㎡
駐輪場、北側門扉
側溝、アスファルト舗装、コンクリート舗装、他
クラブハウス 21.0㎡
その他付属物 一式
- なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 予定価格 36,403,500円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「建築一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「建築一式」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事((2)に掲げる工事等)への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること)がある者1名を対象工事に配置できる者であること。
- なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であ

ってその役員が暴力団員でないこと。

- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- ## 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成23年11月8日(火)～平成23年11月17日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の受付期間及び場所
- ア 期間 平成23年11月8日(火)～平成23年11月17日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- ## 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成23年12月5日(月) 午前9時15分
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- ## 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。
- ## 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽

の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第394号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年11月8日

甲府市長 宮島雅展

1 入札対象工事

(1) 入札番号 (建築) 205号

(2) 工事名 都市計画道路拡幅に伴う山宮福祉センター車庫等移設工事

(3) 工事場所 甲府市山宮町383番地1

(4) 工期 平成24年2月29日まで

(5) 工事概要 バス用車庫移設 56.4㎡（既存基礎ごと移設、土間新設）、
自転車置場移設 38.0㎡（上屋移設、基礎・土間新設）、
北側鉄筋コンクリート塀セットバック、北側門扉新設、都市
計画道路拡幅部分の花壇等撤去

(6) 予定価格 10,762,500円
（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「建築一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

(1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「建築一式」の等級が「C」であるもの1者又は「D」であるもの1者。

(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

(3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年11月8日（火）～平成23年11月17日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の受付期間及び場所
- ア 期 間 平成23年11月8日（火）～平成23年11月17日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
- イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年12月5日（月） 午前9時20分
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札

者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第395号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年11月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 （とび）206号
- (2) 工事名 北新小学校北館校舎等解体工事
- (3) 工事場所 甲府市北新一丁目5番1号
- (4) 工期 平成24年2月29日まで
- (5) 工事概要 北新小学校北館校舎等解体工事 一式
・北新小学校 北館校舎 付随工作物、花壇等撤去解体

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 26,469,450円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「とび」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「とび」の総合評定値（P）が800点以上であるもの1者。
- (2) 元請として、平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任（ただし、工事請負額に応じ適用除外あり。）で配置できる者であること。
なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年11月8日（火）～平成23年11月17日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年11月8日（火）～平成23年11月17日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年12月5日（月） 午前9時25分
- (2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のう

ち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第396号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年11月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (塗装) 210号
- (2) 工事名 城南中学校通学橋塗装他工事
- (3) 工事場所 甲府市大里町・中町地内
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 塗装面積 A=930.0㎡、清掃・水洗い A=930.0㎡、素地調整 A=930.0㎡、下塗 A=930.0㎡、中塗 A=930.0㎡、上塗 A=930.0㎡、橋梁足場工一式、付帯工一式
- (6) 予定価格 10,878,000円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「塗装」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「塗装」の総合評定値（P）が600点以上であるもの1者。
 - (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
 - (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。
なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- #### 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成23年11月8日（火）～平成23年11月17日（木）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
 - (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年11月8日（火）～平成23年11月17日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成23年12月5日（月） 午前9時30分

(2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除

する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第397号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月8日

甲府市長 宮島雅展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上向山町字中原898番2、898番4、899番2、900番2
以上4筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上今井町2440番地
畑野 一仁

甲府市告示第398号

平成23年12月甲府市議会定例会は、甲府市議会定例会規則ただし書の規定を適用し、平成23年11月に繰り上げて招集する。

平成23年11月10日

甲府市長 宮島雅展

甲府市告示第399号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月10日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市下今井町字村東696番7、696番8
以上2筆及び水
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市徳行四丁目14番22号
有限会社エムプランニング
取締役 村松 啓孝

甲府市告示第400号

公募型企画提案方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成23年11月11日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 業務名
市立甲府病院クレジットカード納付業務
- 2 業務概要
市立甲府病院会計窓口におけるクレジットカードによる納付業務
- 3 履行期間
平成24年2月1日から平成24年3月31日まで
- 4 参加資格要件
本企画提案に参加できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。
①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
②平成23年4月1日現在において、他病院において導入実績を有すること。
- 5 企画提案参加申請書等の提出期限及び提出場所等
甲府市ホームページ及び市立甲府病院ホームページ掲載の、市立甲府病院クレジットカード納付業務に係る企画提案業者公募要領を参照
- 6 問合せ先

市立甲府病院事務局 病院事務総室 医事課
山梨県甲府市増坪町366番地
電話 番号 055-244-1111（代表） 内線1014
FAX 番号 055-220-2653
メールアドレス byoiniji@city.kofu.lg.jp

- 7 その他
企画提案参加申請書（様式1）、企画提案書（様式2）、質問書（様式3）は、甲府市及び市立甲府病院ホームページからダウンロードしたものを使用すること。

甲府市告示第401号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成23年11月14日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 書類名及び発送日

書類名	発送日
平成22年度市県民税 第4期督促状	平成23年2月28日
平成22年度市県民税 過年第5期督促状	平成23年4月28日
平成22年度市県民税 随時期督促状	平成23年4月28日
平成23年度市県民税 過年1期督促状	平成23年7月29日
平成23年度市県民税 第1期督促状	平成23年7月29日

- 2 納付場所
甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
郵便局・ゆうちょ銀行
甲府市税務部収納管理室収納課
各総合行政窓口センター
- 3 送達を受けるべき者
別紙のとおり
- 4 保管場所
甲府市税務部収納管理室収納課

(別紙省略)

甲府市告示第402号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月15日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市増坪町字沢添581番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上今井町2299-4
松木ひふみ

甲府市告示第403号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成23年11月16日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

(別紙省略)

甲府市告示第404号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年11月16日

甲府市長 宮島雅展

- 1 税目 平成23年度市民税・県民税
- 2 書類名 上記納税通知書
- 3 発送日 平成23年10月3日
- 4 納期限 第3期 平成23年10月31日
(納期限を平成23年12月5日に延長)
第4期 平成24年1月31日
- 5 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
コンビニエンスストア
甲府市税務部収納管理室収納課
総合行政窓口センター
- 6 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 7 保管場所 甲府市税務部税務総室市民税課

(別紙省略)

甲府市告示第405号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成23年11月16日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 平成23年度固定資産税（土地家屋）第2期督促状
- 2 発送日 平成23年8月31日
- 3 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
各総合行政窓口センター
- 4 送達を受けるべき者 別紙のとおり

5 保管場所

甲府市税務部収納管理室収納課

(別紙省略)

甲府市告示第406号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月17日

甲府市長 宮島 雅展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市右左口町字下山越1707番1

以上1筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町上河東543 常永団地1-403

吉弘 鉄雄

甲府市告示第407号

平成23年12月甲府市議会定例会を平成23年11月30日午後1時、甲府市相生二丁目2番17号甲府商工会議所多目的ホールに招集する。

平成23年11月22日

甲府市長 宮島 雅展

甲府市告示第408号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年11月22日

甲府市長 宮島 雅展

1 入札対象工事

(1) 入札番号 (建築) 221号

(2) 工事名 朝日小学校校舎改築事業に伴う附属施設他外構工事

(3) 工事場所 甲府市塩部一丁目4番1号

(4) 工期 平成24年3月13日まで

(5) 工事概要 ・灯油庫、鳥小屋、渡り廊下、花壇、学年園設置他
・インターロッキング、アスファルト舗装 2,791㎡
・給排水設備設置他

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(6) 予定価格 41,832,000円

(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「建築一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

(1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「建築一式」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。

(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

(3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事((2)に掲げる工事等)への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること)がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年

を経過していること。

- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年11月22日(火)～平成23年12月1日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

- ア 期間 平成23年11月22日(火)～平成23年12月1日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時～午後5時

- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年12月13日(火) 午前9時10分

- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者

を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

8 その他

- (1) 入札保証金: 免除

- (2) 契約保証金(契約金額の10/100): 納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 請負契約書作成の要否: 要

- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

- (6) 現場説明会は行わない。

- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第409号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年11月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (建築) 222号
(2) 工事名 南西第二団地3号棟台所改修工事
(3) 工事場所 甲府市下石田二丁目18番
(4) 工期 平成24年3月13日まで
(5) 工事概要 流し台取替、床板貼替他 30戸

(6) 予定価格 18,721,500円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「建築一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

(1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「建築一式」の等級が「B」であるもの1者又は「C」であるもの1者。

(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

(3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事((2)に掲げる工事等)への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること)がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年11月22日(火)～平成23年12月1日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年11月22日(火)～平成23年12月1日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成23年12月13日(火) 午前9時15分

(2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって

契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第410号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年11月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (とび) 224号
- (2) 工事名 交通安全施設整備工事(23-3)
- (3) 工事場所 甲府市伊勢二丁目地内外
- (4) 工期 平成24年3月30日まで
- (5) 工事概要 施工延長 L=293.0m、防護柵工(ガードパイプ) L=291.0m、防護柵基礎工 L=291.0m
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 予定価格 17,461,500円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「とび」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受け

た者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「とび」の総合評定値(P)が540点以上であるもの1者。
 - (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
 - (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事((2)に掲げる工事等)への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること)がある者1名を対象工事に配置できる者であること。
なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。
 - (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- #### 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成23年11月22日(火)～平成23年12月1日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
 - (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
 - (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

- ア 期間 平成23年11月22日(火)～平成23年12月1日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年12月13日(火) 午前9時20分
- (2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった

場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第411号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年11月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (舗装) 229号
- (2) 工事名 市道舗装工事(23-4)
- (3) 工事場所 甲府市小曲町地内外
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 施工延長 L=725.3m、表層工 A=2,904.48㎡、区画線工 一式、付帯工 一式
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 予定価格 11,980,500円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「舗装」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「舗装」の総合評定値(P)が650点以上であるもの

- 1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事((2)に掲げる工事等)への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること)がある者1名を対象工事に配置できる者であること。
- なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立があてられている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成23年11月22日(火)～平成23年12月1日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の受付期間及び場所
- ア 期間 平成23年11月22日(火)～平成23年12月1日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成23年12月13日(火) 午前9時30分
- (2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談

合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第412号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成23年11月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|-------------------|-----------|--------|
| 1 書類名 | 介護保険被保険者証 | |
| 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 | | 別紙のとおり |
- (別紙省略)

甲府市告示第413号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成23年11月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1 書類名・発送日 | 平成23年度介護保険料2期督促状
平成23年9月30日発送
平成23年度介護保険料3期督促状
平成23年10月31日発送 |
| 2 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市福祉部高齢者・障害者支援室介護保険課 |

各総合行政窓口センター

4 送達を受けるべき者

別紙のとおり

5 保管場所

甲府市税務部収納管理室収納課

(別紙省略)

甲府市告示第414号

甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）第13条第1項の規定により、自転車駐車場内の自転車を撤去し、保管したので、同条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成19年9月規則第42号）第5条の規定により次のとおり告示する。

平成23年11月28日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所 | 甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅南口自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場 |
| 2 撤去し、保管した自転車の型式等 | 別紙のとおり |
| 3 保管した日 | 平成23年 11月21日（月） |
| 4 返還の申出場所 | 市民生活部市民協働室消費生活センター
交通安全係 TEL055-237-5303 |
| 5 保管場所 | 甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場 |
| 6 返還時に持参する物 | 住所・氏名を確認できるもの・自転車の鍵 |

(別紙省略)

甲府市告示第415号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市小瀬町字三ツ又 1031番1、1031番14、
1031番15、1031番16

以上4筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上小河原町1050番地
有限会社 スミ新建材
代表取締役 伊藤正敏

(別添図省略)

甲府市告示第416号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の地縁による団体として認可したので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成23年11月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 名称 横沢自治会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

甲府市朝日二丁目のうち1番2号、1番4号、2番3号、2番9号、10番3号、11番3号から11番5号まで、11番11号、11番14号、11番16号、11番19号、12番1号、12番4号、12番5号、12番7号、13番1号、13番2号、13番4号から13番7号まで、13番25号から13番27号まで、朝日三丁目のうち2番6号、2番7号、2番9号から2番11号、2番14号から2番16号まで、2番18号、3番5号、3番7号から3番9号まで、3番12号、3番13号、3番17号から3番19号まで、4番10号、4番11号、8番21号から8番23号まで、8番35号から8番40号まで、8番43

号、8番45号、宝一丁目のうち2番9号、3番2号、3番3号、3番6号、3番8号及び3番10号の区域

4 主たる事務所

この会は、事務所を甲府市朝日三丁目8番38号に置く

5 代表者の氏名及び住所

代表者 佐藤 溥
住 所 甲府市朝日三丁目8番39号

6 認可年月日

平成23年11月22日

甲府市告示第417号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成23年11月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 書類名

平成23年度国民健康保険料第2～3期分督促状
平成23年度国民健康保険料過年第6期分督促状
平成22年度国民健康保険料第9期分督促状

2 発送日

平成23年9月30日 平成23年10月31日
平成23年4月28日

3 納付場所

甲府市指定金融機関 甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市市民生活部市民生活総室国民健康保険課
各総合行政窓口センター

4 送達を受けるべき者

別紙のとおり

5 保管場所

甲府市税務部収納管理室収納課

(別紙省略)

甲府市告示第418号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条の規定により、予防接種を実施す

るので、予防接種法施行令（昭和23年厚生省第197号）第5条の規定により公告する。

平成23年11月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 実施内容（平成23年12月分）

種 類	対 象 者		場 所
B C G	生後6月未満		指定 医療機関 (別掲)
ジフテリア 百日咳 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から90月未満の者	
	第1期追加		
ジフテリア 破傷風 (DTトキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者	
麻しん風しん混合 (M R) 麻しん単独 風しん単独	第1期	生後12月から24月未満の者	
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学前の1年間にある者	
	第3期	平成10年4月2日から平成11 年4月1日の間に生まれた者 (中学1年生相当)	
	第4期 ^{※1}	平成5年4月2日から平成7年4 月1日の間に生まれた者 (高校2年生、高校3年生相当)	
日本脳炎	第1期初回	生後6月から90月未満の者	
	第1期追加	生後6月から90月未満の者	
	第2期	9歳以上13歳未満の者	
	特例 ^{※2}	平成7年6月1日から平成19年 4月1日の間に生まれた者	
高齢者 インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の者 ・ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、 じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（障害者手帳1級相当） 		

※1 ただし、平成6年4月2日から平成7年4月1日の間に生まれた者（高校2年生相当）については、修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行

くなど、特段の事情がない場合は、高校3年生相当になる年度に接種するものとする。

※2 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
- (4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

(別紙省略)

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第106号

平成23年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年11月16日

甲府市選挙管理委員会
委員長 山田 泰良

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 1 期 間 | 平成23年12月3日(土)から
平成23年12月7日(水)まで |
| 2 時 間 | 午前8時30分から午後5時まで |
| 3 場 所 | 甲府市幸町15番6号
甲府市選挙管理委員会事務局(南庁舎1号館4階) |

甲府市選挙管理委員会告示第107号

平成23年12月1日現在で新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記載されたことがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがないものである場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年11月16日

甲府市選挙管理委員会
委員長 山田 泰良

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 1 期 間 | 平成23年12月3日(土)から
平成23年12月7日(水)まで |
| 2 時 間 | 午前8時30分から午後5時まで |
| 3 場 所 | 甲府市幸町15番6号
甲府市選挙管理委員会事務局(南庁舎1号館4階) |

農業委員会

甲府市農業委員会告示第11号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会11月定例総会を、平成23年11月30日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成23年11月25日

甲府市農業委員会会長 塩野 陽一

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成23年12月告示分農用地利用集積計画について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第9号

甲府市上下水道企業職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年11月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

甲府市上下水道企業職員給与規程等の一部を改正する規程

(甲府市上下水道企業職員給与規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道企業職員給与規程(昭和33年12月管理規程第14号)

の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改め、同表備考を削る。

別表第1(第2条関係)

企業職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,100
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,500
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,700
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,800
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	438,000
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,900
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,800
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,800
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,800

17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	447,700
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,400	449,500
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,300	451,300
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,200	453,100
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,100	454,900
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,900	456,400
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,800	457,900
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,800	459,400
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,700	460,900
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	423,200	462,300
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,800	463,700
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,400	465,000
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,400	428,000	466,000
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,200	429,300	466,800
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,000	430,600	467,600
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,700	431,900	468,400
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,500	433,100	469,100
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,900	434,400	469,900
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,500	435,700	470,700
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	391,100	436,900	471,500
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,100	392,700	438,200	472,300
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,400	393,900	439,100	473,100
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,800	395,100	440,000	473,900
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,200	396,300	440,900	474,700
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,700	397,400	441,500	475,500
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,600	398,600	442,300	476,200
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,700	399,800	443,000	477,000
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,800	401,100	443,800	477,800
45	202,000	259,700	304,200	351,900	373,700	401,800	444,600	478,600
46	203,300	261,100	305,900	353,400	374,600	402,500	445,400	
47	204,600	262,500	307,600	354,900	375,500	403,200	446,200	
48	205,900	263,900	309,300	356,400	376,400	403,900	447,000	
49	207,100	265,200	310,600	358,100	377,400	404,600	447,600	
50	208,200	266,400	312,200	359,000	378,200	405,300	448,400	
51	209,300	267,700	313,800	360,200	379,000	406,000	449,200	
52	210,400	269,000	315,400	361,200	379,800	406,700	450,000	
53	211,600	270,100	317,100	362,100	380,500	407,500	450,600	
54	212,600	271,400	318,700	363,200	381,200	408,200	451,400	

55	213,600	272,700	320,300	364,200	381,900	408,900	452,200
56	214,600	274,000	321,900	365,300	382,600	409,600	453,000
57	215,400	275,200	323,400	366,200	383,200	410,200	453,600
58	216,400	276,300	324,600	366,900	383,800	410,900	454,400
59	217,300	277,400	325,800	367,600	384,500	411,600	455,200
60	218,300	278,500	327,000	368,300	385,200	412,300	456,000
61	219,200	279,700	328,100	368,800	385,700	412,900	456,600
62	220,200	280,700	329,000	369,400	386,400	413,600	
63	221,200	281,700	329,800	370,100	387,100	414,300	
64	222,200	282,700	330,600	370,800	387,800	415,000	
65	223,000	283,500	331,500	371,200	388,300	415,300	
66	224,000	284,400	332,000	371,900	389,000	415,900	
67	225,000	285,300	332,800	372,600	389,700	416,600	
68	226,100	286,200	333,600	373,300	390,400	417,300	
69	226,900	287,200	334,400	373,800	390,800	417,800	
70	227,700	288,000	335,100	374,500	391,500	418,500	
71	228,500	288,800	335,800	375,200	392,200	419,200	
72	229,300	289,600	336,500	375,900	392,900	419,900	
73	230,100	290,400	337,000	376,400	393,200	420,400	
74	230,800	290,900	337,600	377,100	393,900	421,100	
75	231,500	291,400	338,200	377,800	394,600	421,800	
76	232,200	291,900	338,800	378,500	395,300	422,500	
77	233,000	292,200	339,100	378,900	395,700	423,000	
78	233,800	292,600	339,600	379,500	396,400		
79	234,600	292,800	340,100	380,100	397,100		
80	235,400	293,200	340,600	380,700	397,800		
81	236,100	293,400	341,000	381,200	398,300		
82	236,800	293,700	341,500	381,800	399,000		
83	237,500	294,100	342,000	382,400	399,700		
84	238,200	294,400	342,500	383,000	400,500		
85	239,000	294,700	343,000	383,600	401,000		
86	239,700	295,000	343,500	384,200			
87	240,400	295,300	344,000	384,800			
88	241,100	295,700	344,500	385,400			
89	241,900	296,000	344,900	386,100			
90	242,400	296,400	345,400	386,700			
91	242,900	296,800	345,900	387,300			
92	243,400	297,200	346,400	387,900			

93	243,700	297,300	346,600	388,600				
94		297,700	347,100					
95		298,100	347,600					
96		298,500	348,100					
97		298,700	348,200					
98		299,100	348,700					
99		299,500	349,200					
100		299,900	349,700					
101		300,100	350,000					
102		300,600	350,400					
103		301,000	350,800					
104		301,400	351,200					
105		301,600	351,700					
106		301,900	352,100					
107		302,300	352,500					
108		302,700	352,900					
109		302,900	353,400					
110		303,300	353,800					
111		303,700	354,200					
112		304,000	354,500					
113		304,100	355,000					
114		304,500						
115		304,900						
116		305,300						
117		305,500						
118		305,800						
119		306,100						
120		306,400						
121		306,800						
122		307,100						
123		307,400						
124		307,700						
125		308,100						
再任用職員	185,900	213,600	257,800	278,000	293,400	319,400	361,900	395,700

(甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)
 第2条 甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年3月管理規程第6号。以下「平成18年改正規程」という。)の一部を次のように

改正する。

附則第7項中「100分の98.62」を「100分の97.86」に改める。

附則第14項を附則第15項とし、附則第10項から第13項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第9項中「前2項」を「前3項」に、「及び第8項」を「から第9項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「前項」を「附則第7項」に、「前項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項の次に次の1項を加える。

8 前項の規定にかかわらず、同項の規定により支給する給料の額は、同項に規定する差額に相当する額から当該差額に相当する額に平成24年4月1日から同年9月30日までの間にあっては100分の25を、同年10月1日から平成25年3月31日までの間にあっては100分の50を乗じて得た額（これらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とし、同年4月1日以後、同項の規定による給料は、支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第2条（平成18年改正規程附則第7項の改正規定を除く。）及び附則第3項から第5項までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、甲府市上下水道企業職員給与規程第15条又は第30条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において

「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日（職員であってその職務の級及び号給が次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げる（平成18年改正規程附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る。）以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。））において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.27を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規程で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級

号 給

1級	1号給から93号給まで
2級	1号給から76号給まで
3級	1号給から61号給まで
4級	1号給から44号給まで
5級	1号給から36号給まで
6級	1号給から28号給まで
7級	1号給から17号給まで
8級	1号給から5号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.27を乗じて得た額（平成24年4月1日における号給の調整）

3 平成24年4月1日において42歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年4月1日、平成20年4月1日及び平成21年4月1日の昇給その他の号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして管理者が定める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（同日において36歳に満たない職員であって当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして管理者が定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

（平成25年4月1日における号給の調整）

4 平成25年4月1日において平成18年改正規程附則第7項の規定による給料に関する状況を考慮して管理者が定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして管理者が定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

（平成18年改正規程附則第7項及び第8項の規定による給料に関する規程の一部改正）

5 平成18年改正規程附則第7項及び第8項の規定による給料に関する規程（平成18年3月管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

題名中「第8項」を「第9項」に改める。

第1条及び第4条（見出しを含む。）中「第8項」を「第9項」に改める。

第5条中「から第8項」を「及び第9項」に改める。

（その他）

6 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

甲府市上下水道局告示第66号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札（総合評価落札方式）を執行する。

平成23年11月8日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (防水) 110102号
- (2) 工事名 (そー8) 平瀬浄水場第2系列薬品沈殿池防食工事
- (3) 工事場所 甲府市平瀬町437番地3 (平瀬浄水場内)
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 防食工 (エポキシ樹脂吹付け) 5, 519㎡
耐候性ウレタン塗装工 507㎡
- (6) 予定価格 81,562,950円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 対象工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した技術等審査確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）の工事である。

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「防水」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「防水」の総合評定値（P）が500点以上であるもの者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) コンクリート防食技士の管理において業務を行うこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (8) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2) 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。（入札を辞退した者については、技術評価を行わない。）

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

ウ 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

(1) 評価点数の合計が、参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。

(2) 入札価格が調査基準価格の80%を下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

ア 技術評価の「標準点」を100点とする。また、「加算点」の満点は、10点とする。

イ 「加算点」の算出方法は、入札参加者のうち次の①、②の評価項目について「(3) 評価の基準」に基づき評価を行った結果、「評価点数」の合計値

の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者は、それぞれの「評価点数」の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点 = (個々の「評価点数」の合計値 / 「評価点数」の合計値の最高点数) × 工事ごとに定めた満点

※加算点、評価値は少数第3位まで表示

①企業の技術力

②企業の信頼性・社会性

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合的な評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値 = { (標準点 + 加算点) / 入札価格 } × 100,000,000

(3) 評価の基準

評価の基準の詳細は総合評価入札技術等審査確認資料作成要領を参照。

4 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年1月8日(火)～平成23年1月17日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年1月8日(火)～平成23年1月17日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

5 入札手続等

(1) ア 入札日時 平成23年1月5日(月) 午前9時

イ 入札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

(2) ア 開札日時 平成23年1月4日(水) 午前10時

イ 開札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、開札場所等については変更する場合がある。

(3) ア 落札者決定日 平成23年1月5日(木)

ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 価格以外の評価結果の公表

価格以外の評価点を算定後、平成23年1月8日(木)に、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)で公表する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第67号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年11月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 110104号
- (2) 工事名 (配昭-1) 配水管布設替工事
- (3) 工事場所 昭和町築地新居地内(釜無工業団地公園の南)
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 D I P . N S (φ 2 0 0) L = 2 0 m、D I P . N S (φ 1 5 0) L = 3 6 1 m、D I P . N S (φ 1 0 0) L = 9 m、D I P . K (φ 1 5 0) L = 7 m、R R V P (φ 1 0 0) L = 9 m、仕切弁. N S (φ 2 0 0) 1基、仕切弁. N S (φ 1 5 0) 5基、仕切弁. N S (φ 1 0 0) 2基、消火栓 (φ 7 5) 2基、泥吐弁 (φ 7 5) 3基
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 予定価格 26,940,900円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 給水区域内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「土木一式」の総合評定値(P)が640点以上であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事((2)に掲げる工事等)への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。)がある者1名を対象工事に専任(ただし、工事請負額に応じ適用除外あり。)で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下

水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年11月22日(火)～平成23年12月1日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年11月22日(火)～平成23年12月1日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年12月13日(火) 午前9時
- (2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第68号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年11月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 110105号
- (2) 工事名 (ブー2) 配水管布設工事
- (3) 工事場所 中央市成島地内(雇用促進住宅の北)
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 D I P . N S (φ 3 0 0) L = 1 5 3 m、D I P . N S (φ 1 0 0) L = 5 m、仕切弁 . N S (φ 3 0 0) 2 基、仕切弁 . N S (φ 1 0 0) 1 基、S G P - V D (ドレーン管) (φ 5 0) L = 3 . 5 m
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 予定価格 17,033,100円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 給水区域内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「土木一式」の総合評定値(P)が590点以上であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事((2)に掲げる工事等)への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込み

を行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。)がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年11月22日(火)～平成23年12月1日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年11月22日(火)～平成23年12月1日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年12月13日(火) 午前9時5分
- (2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第69号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年11月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (とび) 130057号
(2) 工事名 下水道処理施設撤去工事
(3) 工事場所 甲府市住吉三丁目地内（住吉ポンプ場内）
(4) 工期 平成24年3月29日まで
(5) 工事概要 高速散水ろ床撤去工 4池、掘削・整地工 3, 400㎡、付帯工 一式

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 36,319,500円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「とび」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「とび」の総合評定値（P）が800点以上であるもの1者。
(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
(3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続し

た雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者でないこと。
(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年11月22日（火）～平成23年12月1日（木）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
(4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年11月22日（火）～平成23年12月1日（木）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年12月13日（火） 午前9時25分
(2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

甲府市上下水道局告示第70号

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年11月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

(1) 入札番号 (舗装) 110109号

(2) 工事名 (路-5) 路面復旧工事

(3) 工事場所 甲府市湯田二丁目地内

(4) 工期 平成24年3月13日まで

(5) 工事概要 施工延長 L=292.0m、表層工 再生密粒度ASC (t=5cm) A=2,969.0㎡、上層路盤工 再生瀝青安定処理 (t=10cm) A=2,969.0㎡、不陸整正工 (3㎡/100㎡) A=2,969.0㎡、区画線工 一式、付帯工 一式

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられ工事である。

(6) 予定価格 30,051,000円

(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「舗装」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

(1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「舗装」の総合評定値（P）が650点以上であるもの1者。

(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

(3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4

月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年11月22日（火）～平成23年12月1日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年11月22日（火）～平成23年12月1日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年12月13日（火） 午前9時35分

- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第71号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札（総合評価落札方式）を執行する。

平成23年11月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理人
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (機械) 130060号
- (2) 工事名 甲府市浄化センター濃縮タンク脱臭設備更新工事
- (3) 工事場所 甲府市大津町1, 645番地 甲府市浄化センター
- (4) 工期 平成24年10月22日まで
- (5) 工事概要 生物脱臭装置(処理風量30m³/分) 1基、吸引ファン(処理風量30m³/分) 1台
- (6) 予定価格 81,973,500円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 対象工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した技術等審査確認資料(以下「資料」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(特別簡易型)の工事である。

2 競争入札参加資格

- 甲府市上下水道局における建設工事「機械」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理人の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。
- (1) 契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「機械」の総合評定値(P)が1,000点以上であるもの1者。
 - (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
 - (3) 現在、当該工種に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又は

CORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。)がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2)総合評価の方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。(入札を辞退した者については、技術評価を行わない。)

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)に対して下回らないこと。
- ウ 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。
 - (1) 評価点数の合計が、参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。
 - (2) 入札価格が調査基準価格の80%を下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

ア 技術評価の「標準点」を100点とする。また、「加算点」の満点は、

10点とする。

イ 「加算点」の算出方法は、入札参加者のうち次の①、②の評価項目について「(3)評価の基準」に基づき評価を行った結果、「評価点数」の合計値の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者は、それぞれの「評価点数」の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点 = (個々の「評価点数」の合計値 / 「評価点数」の合計値の最高点数) × 工事ごとに定めた満点

※加算点、評価値は少数第3位まで表示

①企業の技術力

②企業の信頼性・社会性

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合的な評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値 = { (標準点 + 加算点) / 入札価格 } × 100,000,000

(3) 評価の基準

評価の基準の詳細は総合評価入札技術等審査確認資料作成要領を参照。

4 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年11月22日(火)～平成23年12月1日(木)

(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年11月22日(火)～平成23年12月1日(木)

(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

5 入札手続等

(1) ア 入札日時 平成23年12月13日(火) 午前10時

イ 入札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室

甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

(2) ア 開札日時 平成23年12月22日(木) 午前10時

イ 開札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室

甲府市相生二丁目17番1号

ただし、開札場所等については変更する場合がある。

(3) ア 落札者決定日 平成23年12月26日(月)

ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 価格以外の評価結果の公表

価格以外の評価点を算定後、平成23年12月16日(金)に、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)で公表する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

--	--